

## 宮津市廃棄物減量等推進審議会 第4回全体会 会議記録

**日 時**：令和5年1月24日(火) 午前10時00分から12時00分まで

**場 所**：宮津市福祉・教育総合プラザ 4階 第4コミュニティルーム

**出席者**：現地参加 瀬戸享明委員、八尋慈教委員（副会長）、黒岡芳子委員、  
中西幸子委員、古橋由季委員、谷口政史委員、小西 均委員  
オブザーバー 片山禎彦様、居村 真様

リモート参加 矢野順子委員、松田高正委員、山川 肇委員（会長）

事務局 今井副市長、山根部長、廣瀬課長、山本係長、井上主査

事務局サポート：NTT ビジネスソリューションズ

**欠席者**：笠井裕代委員、小畑晴美委員、小谷美穂委員、幾世健史委員、谷口知弘委員、  
オブザーバー 岩崎靖之様、

### 1 開 会

### 2 報告事項

(1) 令和4年11月18日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会第3回全体会について

資料1

(2) 令和4年12月20日開催の第2回し尿手数料検討部会について

資料2

(3) 宮津市プラスチック等資源循環の促進に関する条例の施行について

資料3

(4) 宮津市ごみ減量化及び資源調査について

資料4

#### 【事務局説明】

- ・(1)(2)は、会議記録としてご覧いただくもの。
- ・(3)は、12月市議会で審議いただき12月23日議決いただいたもの。令和5年1月1日に施行となったもの。  
→質問、意見なく会議記録を承認

#### 【NTT ビジネスソリューションズ説明】

調査結果の経過を報告

#### 【委員・オブザーバーからの意見とNTT 回答】

- ・P.9の「奈良県天理市の人口」は、奈良県の人口ではないか。後で確認をお願いします。  
→人口については修正します。
- ・P.39の「減容率の93.57%」は、どういった計算か。  
→生成一次発酵物量÷期間中総投入量で計算したもの。
- ・P.4の「RDF利用」とは。  
→廃棄物から固形燃料を作り利用したもの。
- ・生活系の一人一日当たりの宮津市のごみの量はどうか。  
→全体の一人一日当たりの総量を出している。計算すれば出るが若干お時間いただかないと出ない。
- ・食品廃棄物リサイクルの事例の中に、これまで飲食店やホテルなど複数を対象にした調

査はなかったか。

→小さな店舗で導入し運用していただいている事業所もある。今回は自治体をターゲットにして調査したもの。事業所などの導入もある程度事例もある。

- ・飲食店などの導入事例も紹介してほしい。
- ・自治体が主導して飲食店をある程度ネットワーク化して食品リサイクルする取組は、N T Tさんの事業では初めてになるか。  
→自治体と事業所とが連携して実施するのは、先進的な取組で今回初めての事例になる。
- ・現況調査の生ごみの推計方法はどのように行ったか。  
→事業所様それぞれに事前に分別方法をお願いし、可能な限り3種の分別協力を得て、しっかり分別できているかを確認し計測したもの。
- ・分別されていないものについて、さらにN T Tさんで異物除去をされたか。  
→分かれていないものを計測しないことは出来ないので、しっかり分かれているものの比率を利用して計算した。
- ・実機実証試験の中で、給食残渣というのがあったが。  
→ハーベストさんからお聞きしている内容では、午前中に1回食材端材を投入し、午後に学校から戻ってきた食べ残しを投入するというもの。

### 3 議 事

#### (1) 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正定について

##### ①改正案について 資料5

##### 【事務局説明】

- ・3月市議会で提案するもの。本日の審議会での意見を反映して協議を進める。
- ・提案の趣旨・目的について、大型ごみの収集運搬について表記を一部修正する。宮津与謝クリーンセンターの稼働に伴い、大型ごみの受入れが向上しており、個別収集が減少しているという状況により廃止するという理由付けをしていく。
- ・宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の整合を図るもので、大きく4点整理するもの。
- ・廃棄物の減量化及び適正処理として、観光旅行者等の責務、食品ロス削減の取組の追加、大型ごみの区分を削除、その他必要な条文を改正するもの。
- ・施行日については、令和5年4月1日を目標としているが、大型ごみの個別収集の廃止については、10月1日を目標に考えている。
- ・条文の見せ方については、内部で協議を進めている。

##### ②答申（案）について 資料6

##### 【事務局説明】

- ・答申（案）をもとにご意見を伺いたい。

##### 【委員・オブザーバーからの意見と事務局回答】

- ・大型ごみの個別収集の廃止については、社協に委託するのか。  
→大型ごみの個別収集の廃止に伴い、社協への補助を検討している。審議会で出たご意見を社協さんにもお伝えし、内部でも協議を進めているところ。事業構築が出来たら

お示しをさせていただきたい。

- ・観光旅行者の責務について、海水浴や観光地ではごみを捨てて帰るという現状なので、観光旅行者に協力をしていただく方法を考える必要がある。
- ・今後インバウンドのお客が増えると想定される中、文字表記だけでは伝わらない言葉の壁があるので、直感的に見て分かる物に変更していかないといけないと考えている。
- ・食品ロスの削減については、文化の違いによるずれに対して今後どのように取り組んでいくべきか考える必要がある。
  - 今後インバウンドのお客が増えていくことが想定されるので、そこを意識した取り組みが必要になってくる。内容を条例に直接書くのは難しいので、今後策定していく基本指針の中で内容を触れていきたい。
- ・取り組みを市民全体のものにしていく中で、教育現場で小さい頃から意識を持たせることが大切。
- ・観光旅行者が実践的に取り組むべき内容も考えなければならない。
- ・大型ごみは、支援が必要な高齢者も心配なくごみを出せる仕組みを作る必要がある。
- ・「4 主な審議の内容」に「市民が楽しみながら自ら進んで取り組めるよう」とあるが、成果が見える取り組みになったら良いと思う。そのためにも市民が分かりやすいスローガンとして取り組めるようなものがあつたら良いと思う。
- ・柳川市や亀岡市でやっている「燃やすしかないごみ」というのを市民に意識づけることが大切。柳川市では「燃やすしかないごみ袋」は、プラごみ袋よりも少し高い料金設定にしているのでそういった工夫も必要ではないか。
  - 「燃やすごみ」については、クリーンセンターのメタンガス化施設に投入され発電で利用されているので、メタンガス化で利用された残りの部分を燃やしているという状況であり、「燃やすしかないごみ」というものは無い状況です。
- ・観光旅行者への責務について、宿泊者については宿から情報発信が出来るが、海水浴で来られる方、日帰りの方や別の地区に宿泊される方等にも分かりやすく伝える工夫が必要だと思う。
- ・欧米の方は食べ残しが少ないが、中国系の方は食べ残が多い。入り口に SDGs の表示もしているがまだまだ伝わっていない。
- ・食品ロスの削減について、事業所が行う取組と市民の意識とに乖離がある。事業所としてごみを減らす取組をしても市民に伝わってなく、ごみが減らない。市、事業所が行うもの、市民が行うもの、協力して行うものを明確にしていけばうまくやりやすくなると思う。
- ・答申（案）の中の文言で「市」と「本市」という言葉が混在している。混在が駄目というのではないが、表現を精査していただければと思う。
- ・食品ロス削減の取組をしっかりと進めていただきたい。施設においてはメタンガス発酵による発電は行っているが、処理の一環として行っており経費がかかるものなので、まずは徹底的に食品ロスの削減に努めていただきたい。施設の運営費については、1市2町の分担金でお世話になっている。排出量が多いと市町に分担金が多くかかってくるので、市民も事業所においても、生ごみは水分量を減らすなどの対応や食品ロス削減の取組をしっかりと進めていただきたい。

→答申案については、委員からご意見を反映させ修正。文言の最終調整は、会長と事務局にご一任いただきたい。

≪審議会にて答申(案)を修正した箇所≫

「1 審議の結果」説明文5行目

「そうした中、宮津市としてもそうした課題」  
→「そうした中、宮津市としてもこれらの課題」

「1 審議の結果」説明文17行目

「～条例の一部改正」のうち」  
→「～条例の一部改正」に関する諮問のうち」

「② 条例の一部改正に当たっての留意事項」

「② 条例の一部改正に当たっての留意事項」  
→「2 条例の一部改正に当たっての留意事項」

「(1) 観光旅行者等の責務について」説明文4行目

「市外から短期的に本市を訪れる」  
→「国内外から本市を訪れる」

「(2) 食品ロスの削減について」説明文4行目

「市は施策の実施や必要な情報の提供等を通じて」  
→「市はわかりやすいスローガンの発信や施策の実施および成果の公表、必要な情報の提供、学校教育との連携等を通じて」

「(3) 大型ごみ戸別収集の廃止について」説明文2行目

「車両を有していない方等のゴミ出し支援」  
→「車両を有していない方等のごみ出し支援」

(2) その他

- ①今後の審議会の取組について（基本指針の策定、し尿処理手数料の検討）
- ②新条例施行市民講演会について（令和5年3月13日）

【事務局補足説明】

- ・基本指針の策定については、令和5年10月を目標に引き続き委員の皆様には審議をお願いしたい。
- ・し尿処理手数料の検討については、受益者負担の適正化に関する指針がまだまとまっていない状況のため、方向性が見えた段階でし尿処理手数料の検討部会を開催したいと考えている。
- ・し尿処理手数料の改定について3月議会での提案は先送りとなる。

- ・新条例施行市民講演会を令和5年3月13日開催予定。市民に啓発を図っていくため開催するもの。市民にお知らせすると共に委員の皆様も承知いただきたい。

**今井副市長 謝辞**

以上